

支部ニュース

2016 年 12 月 No. 517

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 文京区関口 1-8-6

メゾン-文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 Fax03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス d a n t o k y o @ d r e a m . c o m

- ブラ弁「命を、守る。真夜中の労働ホットライン」・・・・・・・・市橋耕太
- 警視庁と防衛省に要請に行ってきました・・・・・・・・船尾 遼
- 【報告】子どもたち、若者を戦場に送るな！11・5大集会・・・・・・・・仲里歌織
- オスプレイを東京・横田基地に配備させない11・23大集会のご報告・・・・・・・・石島 淳
- オスプレイ配備撤回と米軍基地撤去を求める幹事会決議について・・・・・・・・石島 淳
- ※「横田基地へのオスプレイ配備計画の撤回とすべての米軍基地の撤去を強く求める」決議
- 共謀罪法案の提出阻止に向けて・・・・・・・・横山 雅
- 「憲法ミュージカル再来」・・・・・・・・木村真実
- 「日野市での活動」・・・・・・・・木村真実
- おかげさまで創立50年 さらなる飛躍へ・・・・・・・・高木一昌
- ソフトボール大会 優勝・MVP 御礼・・・・・・・・大江京子
- 新人紹介・・・・・・・・村松 暁
- 11月 日野幹事会議事録
- 第45回自由法曹団東京支部総会へご参加を！・・・・・・・・萩尾健太



ブラ弁「命を、守る。真夜中の労働ホットライン」

東京合同法律事務所 市橋 耕太

11月19日、ブラック企業被害対策弁護団で「命を、守る。真夜中の労働ホットライン」を開催しました。電通の過労死事件をうけて、日中は相談する時間がない方のために21～26時の間、東京と大阪で長時間労働その他の労働相談を受けました。結果としては、（これが良いことなのかどうか判断に苦しみますが）電話が鳴り止むことのない状況で、件数では東京と大阪を合わせて73件と、26時に回線を切るまで弁護士もフル回転で対応しました。

相談内容は、やはり最も多いのが長時間労働（約半数）や過密労働の問題で、賃金・残業代不払いがそれに続きました。ハラスメントの問題も多く、私自身が受けた相談の中にも「長時間労働・残業代不払い・パワハラ」の3点セットが揃っていたものがありました。長時間労働のうち、過労死ラインを超えると思われるものが23件、さらに月120時間以上のものが12件と、悪質な長時間労働の実態が浮き彫りとなりました。

私が受けた相談の中には、深夜業務の休憩時間になんとかかけてきたもののすぐに仕事に戻らなくてはならないという方がいたり、25時頃に「先ほど仕事が終わってまだやっていると知ってかけました」という方がいたり、本当にこの時間でないと相談すらできない方がいるのだと実感しました。また、親御さんが子どもの働き方を心配して電話をかけてきたケースもあり、今回の電通事件の影響を感じました。

特徴的だったのは、複数の方が自身の肉体的・精神的な不調を自覚しており、このまま同じ働き方を続けることはできないと認識していたことでした。私が未熟なせいもあり、どれだけ有効なアドバイスができたかはわかりませんが、「辞めるという選択肢を心に留めて、自分の身体と健康を最優先に、限界だと感じるよりもずっと手前で辞めるようにしてください」という旨の言葉かけだけは意識して行うようにしました。「そうですね。そうします」と少し安心した返事が聞けただけでも、少しは役に立てたかもしれないと思えます。

今回は複数のメディアが報じてくれたこともあり、多くの相談を受けることができました。深夜2時という時間まで電話が鳴り止まないということにこの国の働き方の異常さを感じますが、そのような働き方を強いられている人達のためにも、ブラック企業被害対策弁護団として、これからも様々な取り組みをしていきたいと思います。このホットラインを行うにあたり、「お前らの働き方がブラックじゃないか」とのツッコミを多くの方から受けましたが、早くこのホットラインもやらなくて済むようにしていきたいです。

警視庁と防衛省に要請に行ってきました

事務局次長 船尾 遼

1 決議について

自由法曹団東京支部で10月に「沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の機動隊派遣中止を求める」決議を、11月に「横田基地へのオスプレイ配備計画の撤回とすべての米軍基地の撤去を強く求める」決議を上げました。また、自由法曹団本部で「南スーダンPKOに派遣される陸上自衛隊に『駆けつけ警護』等の新任務を付与することに断固反対し、南スーダンからの自衛隊の速やかな撤退を求める」決議を上げました。それぞれ多くの法的論点がありますが、執行の為に警視庁と防衛省に要請に行った際の報告をします。

2 警視庁への要請

11月8日に、須藤支部長、萩尾事務局長、私で警視庁に要請に行ってきました。警視庁へは高江に機動隊を派遣しないよう求めてきました。機動隊の警備部長との面談の予定でしたが、色々行き違いがあり警部補対応でしたが、実務担当者であったようで事情については詳しく10分程度決議の趣旨を説明し、機動隊を派遣しないよう求めました。

私自身が高江で引っこ抜かれた経験も交えつつ、今後機動隊がそのような違法行為を行わないよう求めてきました。



3 防衛省への要請

また、11月28日、須藤支部長、長尾幹事長、萩尾事務局長、私で防衛省へも要請に行ってきました。朝の防衛省内では、オフィスビルのような庁舎の目の前で、銃剣を持った部隊が行軍訓練をするなどしており、昔住んだことがある市ヶ谷に、このような非日常的な光景が広がっていることに驚きを感じました。

防衛省では上記の決議全てについて要請をしてきました。防衛省では40分程度時間を取ってもらい、沖縄調整官、統合幕僚幹部、沖縄調整官等の担当者に対して我々の決議の趣旨を説明し、意見交換をしました。

高江については、北部訓練場の過半の返還のためにヘリパッド建設が必要であり、環境の保全と世界遺産への早期登録のために早急にヘリパッドを完成させるとの説明がされました。自由法曹団側からも多くの質問がなされました。環境については、もっとも騒音の大きいヘリで環境影響評価を行ったため、オスプレイによる環境への影響評価の必要はないとの回答。北部訓練場の返還部分



はもともと米軍では使用できないとの海兵隊の報告書がある旨の質問についても、海兵隊の一部局の報告に過ぎないので考慮していない、との回答でした。

南スーダンに対する説明では、現地の安全が確保されている、PKO五原則との関係では、現在紛争を起こしているのは反主流派のワシヤール派であり、系統だった組織ではなく支配地域もない、もともとの独立戦争は終わり、すでに南スーダンは独立しているので、国家間、若しくは国家に準ずる組織による戦闘がなされているわけではないので停戦合意は問題にならない。PKO部隊を襲撃した政府軍は、末端であって処分したのであり、当事国の受入には問題がないとの回答でした。また、駆けつけ警護については、限定的な状況でのみ行い、部隊が可能と判断したところに行くので大丈夫である、また、武装集団に宿営地が襲撃された際に、他国が倒されると自衛隊も襲撃されるから相互の安全のために武器を使用するとの回答がありました。何をしに行くのかという質問に対しても、アフリカの安定のためとの回答でした。また、施設部隊として期待されている、とも言われましたが、それなら駆けつけ警護は必要ないはずです。このように、概ね政府の説明と同様の説明がなされました。もっとも、危険ではないかという質問に対しては、首都のジュバは落ち着いているが厳しい状況ではあるという認識を回答しており、紛争、や武力衝突等の単語が多く出ており、少なくとも、稲田防衛大臣が言うとおりの安全であるとの断言は無く、自衛隊としてもなぜPKO活動にいかなければならないのか内心では疑問があるように思えました。

最後に、オスプレイの横田基地配備ですが、オスプレイを配備することのメリットはどこにあるか、という質問に対しては、アメリカ軍が核も含めた抑止力を有しており、オスプレイを配備することにより、アジア太平洋圏の安全に資し、抑止力が向上するとの抽象的な回答がありました。具体的なオスプレイの運用についてはアメリカ軍が決めるので我が国が答えることではないとのことで、全くのアメリカ言いなりの姿勢が防衛省からも感じられました。

4 雑感

以上のとおり、警視庁及び防衛省に要請に行きましたが、いずれにしても全く納得できる回答は無く、国策を語るものの、市民を守る、市民の安全を守るという観点からの説明が全くなく、後で思い返してぞっとしました。いったい何のための警察であり、防衛省なのでしょう。

様々な運動、裁判を通じて安倍政権下での権力に歯止めをかける必要性を強く感じました。



【報告】子どもたち、若者を戦場に送るな！

11. 5大集会

事務局次長 仲里 歌織

11月5日、日比谷野外音楽堂で、自由法曹団も共催団体（東京支部は賛同団体）となり、1800人の参加（賛同団体151団体、個人賛同75人）の中、「子どもたち、若者を戦場に送るな！憲法改悪阻止 国民の思想・信条の自由、言論・表現の自由、子どもと教育を守る11.5大集会」を開催しました。

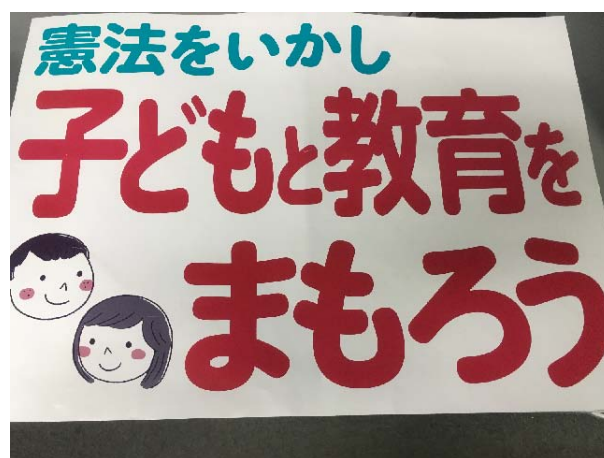
西谷修さん（安全保障関連法に反対する学者の会）、小柳英梨子さん（安保関連法に反対するママの会）から連帯のあいさつをいただき、国会からは、小池晃議員からあいさつを、伊波洋一議員、社民党から賛同を、小沢一郎議員、糸数慶子議員からメッセージをいただきました。

小畑雅子さん（全教書記長）から基調報告が、加藤健次団幹事長から「言いたいことを自由に言える戦争のない社会を子どもたちに」をテーマに講演があり、その他、特別報告やリレートーク等、盛りだくさんのとても充実した集会となりました。最後に「憲法をまもりいかし、国民の思想・信条の自由、言論・表現の自由、子どもと教育を守るとりくみを全国でともに繰り返し広げていくことを心から呼びかけます」との集会アピールを採択しました。集会では、「政治的中立性についての実態調査」との名目での密告サイト、教育公務員特例法改悪の動き、「アベ政治を許さない」クリアファイルへの攻撃等様々な問題が共有されるとともに、憲法の理念を実現すべく

ともにたたかい、大きな運動をつくっていくことを確認しました。

その後、「子どものために 平和を守ろう！」「9条いかして 平和を守ろう！」「戦争法の発動やめろ！」「安倍政権の 暴走止めよう！」「教育の 自由を守れ！」とコールをし、銀座パレードを行いました。

東京支部の団員からも参加や個人賛同をいただき、集会への成功につながることができました。ご協力いただき、ありがとうございました。生徒や教員の自由を侵害し、教育現場を委縮させ、戦争をするための人づくりを推し進める安倍政権の暴走を止めるべく、引き続き、ともに闘っていきましょう！



オスプレイを東京・横田基地に配備させない 11・23大集会のご報告

事務局次長 石嶋 淳

東京横田基地に来年からC V 2 2 オスプレイ 10機の配備がされようとしているのに対して、去る11月23日、オスプレイ反対東京連絡会は、“オスプレイを東京・横田基地に配備させない11・23大集会”を福生市・多摩川中央公園で開催しました。

当日は、時おり雨粒が落ちてきて、翌日は雪が降るという予報がなされ大変に寒い天気の中での集会でした。そのようなあいにくの空模様のもと、開場には5000人の人びとが詰めかけ、「オスプレイいらない」の声を上げました。

集会を主催した「オスプレイ反対東京連絡会」には、安保破棄東京実行委員会・東京地方労働組合評議会・東京平和委員会に自由法曹団東京支部も事務局団体として加わり、昨年11月もオスプレイ配備に反対する集会を開催しました。今年は、沖縄県選出の伊波洋一参議院議員、稲峰進名護市長から連帯のメッセージを頂き、オスプレイ配備に反対し横田基地の撤去を求める東京の取り組みが沖縄のたたかいと手を携えていくことをアピールできるものとなりました。さらに、基地をめぐる問題に取り組む各地からの参加者からのリレートークがあり、長野県佐久市の低空飛行訓練での爆音被害や千葉県木更津市の自衛隊駐屯地がオスプレイの整備拠点にされようとしている問題が紹介され、基地問題が首都圏全域、ひいては日本全国の問題であることを感じさせました。

集会では、「オスプレイ配備阻止を目指すオール東京での共同行動をつくり、広げていくことを呼びかけます。広く市民、労働者が手をたずさえれば、配備阻止は実現できます。戦争する国へと暴走する安倍政権を止める大きなうねりを作ることができます。いのちと平和を守る決意を、共同した闘いの力にしていこうではありませんか。」というアピール提案を採択し、オスプレイ配備反対の一致点での共同を東京で進めること、沖縄のたたかいとも連帯を強化すること、戦争法発動を許さず廃止を求めることなどを今後の取り組みとして確認しました。自由法曹団東京支部としても、さらに取り組みを進めて行きましょう。



オスプレイ配備撤回と米軍基地撤去を求める 幹事会決議について

事務局次長 石嶋 淳

11月21日の自由法曹団東京支部幹事会（日野開催）では、「横田基地へのオスプレイ配備計画の撤回とすべての米軍基地の撤去を強く求める幹事会決議」を採択しました。

昨年に引き続き、今年もオスプレイ配備に反対する大集会が11月23日に開催されるのに先立って、東京支部としてあらためて、横田基地へのオスプレイの配備に反対し同基地を撤去するよう、ひいては日本から全ての米軍基地を撤去するよう、強く求めるものです。ぜひご覧ください。

「横田基地へのオスプレイ配備計画の撤回とすべての 米軍基地の撤去を強く求める」決議

2015年5月、米国政府は、CV-22オスプレイを東京・横田基地に配備することを日本政府に通告した。計画では2021年までに10機のCV-22オスプレイを横田基地に配備し、そのうち3機を2017年にも配備しはじめるとされている。

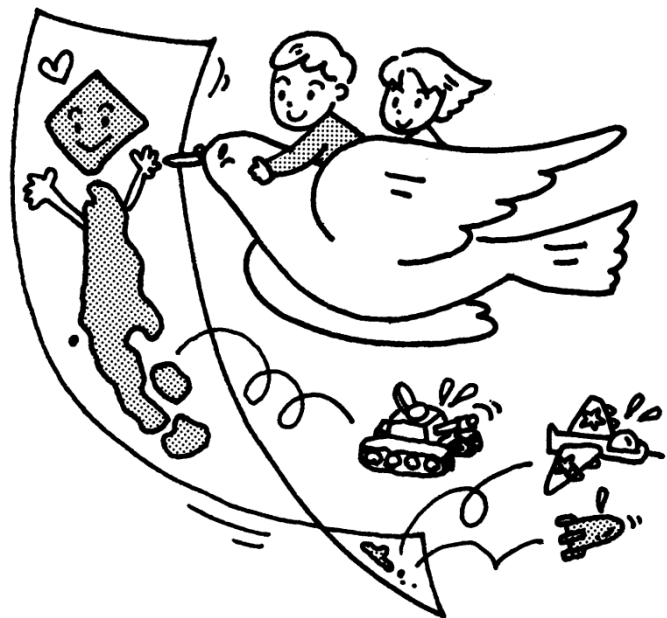
オスプレイはすでに横田のみならず岩国、厚木でも飛行訓練を行っており、また、自衛隊木更津駐屯地では整備拠点としての受け入れ態勢が整えられつつある。沖縄においては、日米合意に反して人口密集地の上空や夜間の訓練が行われている。これに加えて、横田基地への配備が現実のものとなれば、訓練空域として傍若無人の飛行が関東甲信越一円でも繰り広げられる懸念が強い。死亡事故を繰り返し安全性に問題のあるオスプレイが東京上空を飛び回って都民のいのちと安全を脅かし、低空飛行で騒音被害を振りまき平穏な暮らしを踏みにじることは許されない。

配備が計画されているCV-22オスプレイは、敵地への強襲作戦や要人の暗殺、拉致、対テロ作戦などの特殊作戦を任務とする機体である。このような特殊作戦機を横田基地に配備することは、東京を日米共同の特殊作戦や海外侵略の最前線基地にすることにほかならない。日米の軍事的一体化をおしすすめ、日本も戦争をする国としてアメリカの戦争に加担させることは、憲法9条をもつ日本のあり方として決して認められるものではない。安倍政権は、昨年9月に多くの憲法学者や法曹、さらには国民の反対を押し切って憲法違反の戦争法を強行し、今年11月には、激しい戦闘が続く南スーダンPKOに派遣された自衛隊を撤収させるどころか「新たな任務」を付与し「殺し殺される」道を突き進んでいる。このまま日本が戦争をする国としてさらに歩みを進め、アメリカとともに横田基地を侵略の拠点として強化する道をたどることを許すのかが問われている。紛争を平和的に解決するという歴史的な流れに、オスプレイの配備をやめさせ横田基地を撤去し、平和な東京にしなければならない。

自由法曹団東京支部では、昨年11月にも、オスプレイ配備に反対する5000人集会に事務局団体として取り組み、また、沖縄・高江のヘリパッド建設を許さないたたかいに連携して警視庁を含む機動隊の派遣中止を求めるなど、オスプレイ配備・基地撤去をめぐる問題には積極的に関わってきた。

今年もまた、１１月２３日にオスプレイ配備に反対する大集会が開催されるにあたり、あらためて、横田基地へのオスプレイの配備に反対し同基地を撤去するよう、ひいては日本から全ての米軍基地を撤去するよう、強く求めるものである。

２０１６年１１月２１日
自由法曹団東京支部幹事会



共謀罪法案の提出阻止に向けて

事務局次長 横山 雅

11月14日、衆議院第二議員会館で、法律家5団体共催「”共謀罪”創設法案の国会提出を許さない院内集会」を開催しました。東京支部の団員を含めて85名の参加でした。

国会からは、仁比聡平議員、真山勇一議員から反対の声をいただき、弁護士は、加藤健次本部幹事長から法案の問題点の報告が上がりました。

政府はテロ対策を口実に、来年度の国会で法案を提出しようとする動きを隠しておらず、早急に運動を拓ける必要があります。

そこで、下記の集会を開催しますので、お時間のある方は奮ってご参加ください。

記

刑訴法等改悪と共謀罪—冤罪はさらに増える（仮題）

日時 12月15日（木）18：00～21：00

場所 文京区民センター 3A会議室

共催 自由法曹団、社会文化法律センター
青年法律家協会弁護士学者合同部
会、日本国際法律家協会、日本民
主法律家協会
盗聴・密告・冤罪NO！実行委員
会、盗聴法廃止ネットワーク

なお、自由法曹団では引き続き他団体と力を合わせて集会・学習会などを開催し、反対の声を広げていく取り組みをしていきますので、決まり次第、随時ご報告していきます。



「憲法ミュージカル再来」

日野市民法律事務所 木村 真実

「憲法ミュージカル再来」(日野市民法律事務所・木村真実)

多摩地域の法律事務所が発信し、2007年から2009年まで、市民100人が150時間の練習時間をともにして憲法をテーマにしたミュージカルを上演してきました。

沖縄が焦点となっている今、2007年に上演した「キジムナー」を、バージョンアップし、埼玉・三多摩共同で再演します。2017年5月20日・21日(埼玉会館大ホール)、5月27日立川市たましんRISURUホールです。12月4日に出演者オーディションをしましたが、まだまだ出演者募集中です。歌や踊りや憲法が好きなみなさん、そしてみなさんのお近くの方には是非お声かけください。

詳しくは、埼玉×三多摩憲法ミュージカル 050-3701-2017 <http://www.cueofa.com/kenpoumusical/>まで。

「日野市での活動」

日野市民法律事務所 木村 真実

11月21日の支部幹事会を日野で開催していただきましたので、日野での活動を少し報告させていただきます。

ひとつは、野党統一候補を目指した市民連合の動きです。日野市では、5月8日に「アベ政治を許さない日野市民連合」が結成され、衆議院東京21区での野党統一候補を目指して活発に活動しています。また、弁護士を含めた若手が「UNITE!ひの」を結成し、市民連合とも連携しながら活動しています。関連して来年1月15日には、市民会館大ホールで「ピースフェスティバルひの」が催されます。立川、昭島との連携の模索も始まっています。

また、日野市内の可燃物処理施設に小金井市、国分寺市のごみも受け入れる問題に関連して、搬入路の建設中止を求める住民訴訟を原告約100名、市内の弁護士が代理人に名を連ねて提起しています。迷惑施設を受けてもらうのだからといって市が約束した都市計画公園の一部を削ってごみの搬入路を作ろうというもので、都市計画の意味なども問うことになろうかと思います。

支部幹事会の会場は、「ゆのした市民交流センター」という、9条の会や生活と健康を守る会などの市民団体が共同で賃借しているところの会議室でした。日野市民法律事務所も書庫スペースを確保し、共同で運営しています。ここの構成団体の一つに「日野・市民自治研究所」という、市民が憲法や地方自治などを学ぶNPO団体があります。市内の弁護士も役員としてあるいは研究会の発表者・参加者として積極的に参加しています。

その他、憲法ミュージカルや子どもの貧困、LGBTなど各弁護士が関心を持っていることについても少しお話させていただきました。

日野はいいところですので、機会があれば先生方も遊びに来てください。

おかげさまで創立50年 さらに飛躍へ

東京東部法律事務所 高木 一昌

我が東京東部法律事務所は今年で創立50年を迎えました。この創立50年という節目を記念すべく、11月17日、マンダリンオリエンタル東京（HPによると「ラグジュアリーな5つ星ホテル」だそうです）にて、盛大なレセプションパーティーを開催しました。ご参加頂いた皆様、どうもありがとうございました。我が事務所は、文字どおり「東部」の下町を本拠としておりますので、中央区のラグジュアリーな5つ星ホテルでレセプションパーティーを開催するのは「ちょっと背伸びしすぎ？」という感もなきにしもあらずだったのですが、さすが料理もとても美味しく、ご来賓の皆様からも好評でしたので、大成功だったと自負しております。所員一同で苦労して準備した甲斐がありました。当日は、他の事務所の事務員さんにも受付を手伝って頂きまして、とても助かりました。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

式典の冒頭、自由法曹団団長の荒井新二先生（東京合同法律事務所）からご挨拶を頂きました。荒井先生からは「東部事務所の初代所長の島田先生が東京合同法律事務所出身であり東京東部法律事務所にはとても親しみを感じている」、「東部の西田先生が団本部の事務局長を頑張ってくれて助かっている。一緒に仕事ができて嬉しい。」という温かいお言葉を頂戴しました。恥ずかしながら私は、荒井先生のご挨拶を聞いて、はじめて東部と東京合同の縁故関係（？）を知った次第です。今後とも、西田を含めて我が事務所の所員弁護士に対する温かいご指導を宜しく願います。

荒井先生に続き、理学博士の荻野晃也先生にもご挨拶を頂きました。荻野先生には、電磁波による健康被害（のおそれ）を立証しなければならないという厄介な訴訟で原告側の専門家証人を引き受けて貰ったという経緯があつて、前もってご挨拶をお願いしたのですが、先生は当日も「弁護士先生達の前で挨拶なんて無理だよ。何も話せないよ。」とお困りの様子でした。しかしながら、いざ挨拶が始まると、先生は、これまでの苦労（伊方原発訴訟では地震による電源喪失の危険性を指摘していたのに最高裁で否定された。それが福島で現実のものになって悲しい。電磁波による健康被害をめぐる裁判でも負け続けている、等々）を交えて、わかりやすく、かつ面白く話をしてくださり、臨席の皆様も真剣に耳を傾けていました。皆様、反権力、弱者の側に立つ荻野先生のスタンスに共感を覚えたようです。パーティー中に、荻野先生が私に近寄ってきて嬉しそうに「全然知らない人から“素晴らしい挨拶だった”って言ってくれたよ」と報告して下さったことが印象的でした。荻野先生、本当に素晴らしい挨拶をありがとうございました。

と、まだ50周年記念式典の冒頭のご挨拶の話しか出来ていませんが、かなり文字数を使ってしまいました。そこで、いきなりまとめに入りますが、我が事務所は、創立から50年の間に、幾度かの危機に直面したこともありましたが、その都度、所員が一丸となって困難を乗り越えてきました。そして、地域に根ざした活動を通じて、地域の皆様やお客様方の信頼を培ってきました。このようにして今日の礎を築いて下さった先輩方からのバトンを我々次の世代がしっかりと受けとめ、更に下の世代に引き継いで行きたいと考えております。50周年を無事に迎えることができたことを素直に喜びつつ、しかしそれで満足することなく、更なる飛躍のためにこれからも邁進する所存ですので、皆様、宜しく願います。

ソフトボール大会 優勝・MVP 御礼

東京東部法律事務所 大江 京子

今年10月28日に行われた自由法曹団東京支部恒例のソフトボール大会で、東京東部法律事務所が優勝し、2試合を投げた投手としてMVPを受賞することができました。まずは、大会の準備・運営に当たられた団・東京支部の関係者の皆様に、感謝を申し上げたいと思います。

当日は、予想よりも早く雨が降り始めて午前中の2試合のみで試合終了となり、悔しい思いをされた方も多かったのではないのでしょうか。わが東京東部法律事務所のメンバーも思いは同じで、できれば最後まで試合をして誰からも文句のつけられない完全優勝を勝ち取りたかったなあと思わないでもありませんが、そうはいつでも優勝となるとやはり格別の嬉しさです。

2試合であったとはいえ、試合内容は満足できるものでした（4年前の優勝の時よりも出来は良かったかもしれません）。1試合目は日本労働弁護団との対戦で、1回表の立ち上がりには3点を取られましたが、その後は零封で抑えることができ、打撃陣も好調で11対3のスコアでコールド勝ちができました。勢いに乗って2試合目は、強打者揃いの東京合同を相手に完封することができました。守備陣も最高の出来で、エラーがほとんどなく、スコアは4対ゼロとしびれる試合展開でした。内野陣外野陣ともに随所にファインプレーが出て、ベンチは大いに盛り上がりました。この日急遽ファーストに入った鹿島さんが、右に左に上に下にそれる送球を逃さずキャッチして確実にアウトにしてくれたことも感動ものでした。

東京東部法律事務所では、この日夕方から打ち上げを予定して錦糸町の馴染みの店を予約していましたが、時間を大幅に繰り上げて2時過ぎから所員一同で祝杯をあげ夜まで大いに盛り上がりました。

東京東部事務所は、毎年、団支部ソフトの日は事務所を休みにして全員で参加します。事務所の行事として事務所旅行とともに一番重要な行事に位置づけられています。その大会で文字通り全員の力で優勝できたこと、そのことをともに喜ぶ仲間がいることが何より嬉しく励みになります。人によっては、この困難な時代に事務所を休みにするとは何事かと思う方もいるかと思いますが、でも、私はそうは思いません。政治・経済・社会状況が深刻であり事務所の経営も厳しい時代だからこそ、事務所員全員が団結しお互いのチームワークを確認しあう親睦の機会はとても重要なのではないのでしょうか。事務所は、今年50周年を迎え、おかげさまで11月17日には自由法曹団からもたくさんの方にご参加戴き記念レセプションを開くことができました。これからも、所員一同チームワークで数々の難局を乗り越え、仕事も活動も生き生きと東部らしさを発揮して、来年の団支部ソフトボールの連覇を目指して頑張っていきたいと思います。

新人紹介

三多摩法律事務所 村松 暁

はじめまして。三多摩法律事務所に入所しました、68期の村松暁と申します。

私は愛知県に生まれ、生後半年で長野県飯田市に引っ越し、以来、長野の自然のなかで育ってきました。趣味はスポーツで、見るのもやるのも好きです。最近はあまり運動できておらず、自由法曹団のソフトボール大会にも欠席してしまっている状態です…。同期に後れをとってしまっているのです、来年こそは出場して、少しでも三多摩連合の力になればと思います。

私は、昔から漠然と、困っている方の手助けをする仕事をしたいと考えていました。漠然としたまま大学入学試験の時期を迎えたので、幅広い分野の授業をとれて将来のことを考えられる学部を選んだ記憶があります。

そんな私が進路を決めたのは、大学入学直前のあるテレビ番組がきっかけでした。それは、イタイイタイ病患者のためにたたかった、ある弁護士の方々を特集した番組でした。その番組には、度重なる骨折の末に動けなくなり、亡くなっていく患者の方々の姿、立ち上がる患者の方々、そして、その方々を熱意と理論で支える弁護士の方々の姿がありました。あっという間に番組が終わり、エンディングが流れている頃には、弁護士にあこがれを持っていました。

自由法曹団のことは、就職活動の際に知りました。そして、私があこがれた弁護士の方々に自由法曹団の諸先輩方がいたことを知り、非常に感銘を受けました。私も、あこがれの弁護士の方々に少しでも近づくよう、これからも努力していきたいと思います。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



11 月 日野幹事会議事録

会場の説明（木村弁より）：以前は銭湯があった。→「ゆのした」市民センターに。市民からカンパを集めて改装して、会議室 NPO 法人日野市民自治研究所（一橋大学杉原泰雄先生の呼びかけで作った）、憲法、住民監査請求、住民訴訟のきっかけにもなっている。学習研究の中心の場。運動は各地で。木村団員が幹事、平団員が理事。

□ 改憲・海外派兵等の情勢

○ 11 月 19 日本部常幹では、来年 1 月解散、2 月中旬総選挙の可能性

夏頃の情勢は、憲法改正に向けて急速に動き出すという予想だったが、実際は憲法審査会が先週開かれたくらい。安倍の総裁任期延長もあり、選挙が遠のいた雰囲気だった。しかし、プーチンとの会談に向けて、北方領土の 2 島返還の平和条約は難しいと判断しているようだ。トランプ次期米大統領当選の影響。そこで大きな成果を上げなくても、早めに総選挙をして、4 年の期間を確保する。その間に準備を進めて、総選挙とは別日程での憲法改正国民投票をする計画なのではないか。ということで、来年 1 月 10 日解散、2 月 19 日投開票の予想。そこでまた 3 分の 2 を確保したら、一気に改憲に向けて進むのではないか。大連立での改憲案も視野に入れるような動き。

その阻止のために市民と野党の連合による統一候補の運動を地域から作って行くことが重要。

○ 都内各地の状況

- ・東京 11 区（板橋区）：東京 10 区の補選を踏まえて市民と野党との共同が進んでいる。政策協定の方向、選挙までのスケジュールなど具体的に。
- ・18 区で様々な取り組み
- ・21 区（日野、立川、昭島）では、日野で市民連合が立ち上がっている。民進党が長島というところが問題。連合の牙城が崩せない状況。弁護士が間に入って立川で市民連合ができないかと模索中。

2015 年 1 月に革新懇が呼びかけて、日野で大規模なデモ・集会。これが市民連合の土台があった。2016 年 6 月に小林節氏を呼んで講演会。参院選では小川敏夫氏の当選に結びついたのではないか。2017 年 1 月 15 日、「戦争はいやだ！平和憲法守ろう！日野の会」開催。現時点で呼びかけ人が 1000 名に。日野市長選で対立していた人々も共同している。

12 月 4 日には野党 4 党に呼びかけて政策協議会。民進党の事務所に参加要請。

日野と立川はもともと別の選挙区だったので、共同の実績がない。21 区の弁護士の緩い共同を通じて、市民の共同も広げようとしている。

- ・八王子は、候補者が決まっている。市民連合という動きはまだない。

○ 南スーダンへの陸上自衛隊派兵一駆けつけ警護の任務付与を閣議決定（11/15）

- ・11 月 28 日（月）午前中、防衛省に決議（高江、南スーダン（本部）、横田）3 本を持参し、要請行動。本部との合同での要請。事前に参加者の名簿（名前と連絡先）を出す。

□ 沖縄関係

- 高江決議、警視庁へ要請。警部補対応。
- 住民監査請求は、請求人の資格審査をしていて、手続が止まっている。まもなく意見陳述の期日が決まる予定。

□ 刑事司法・弾圧関係

- 11月14日院内集会、84名の参加。民進党議員は1人のみ。
- 部落差別解消推進法案は現在参議院にかかっている。ほとんど審議せずに通すのではないか。
- 12月15日共謀罪反対集会@文京区民ホール（5団体主催）

□ 労働関係

- 11月12日第10回東京地評の権利討論集会開催。全体会での講演では、インターバル規制と深夜労働規制の重要性が強調された。
- 11月22日「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」院内集会
@参議院議員会館101会議室
- 11月4日、ブラック企業対策弁護団・深夜のホットライン実施
長時間労働の相談34件／73件、そのうち過労死ライン以上という相談が29件。大久保次長が報告する。
- 同一労働同一賃金については、11月2日、長澤運輸事件東京高裁判決では全面逆転敗訴。規制緩和の中で政府が同一労働同一賃金と言っている。賃金の低いほうに合わせるという方向になりかねない。ITに対応できない高齢の労働者に対して、高い賃金を支払っている実態に対して、若い層の労働者の不満が利用されかねない。
- 労働契約法18条の無期転換直前の雇止めのおそれに対する何らかの対応も考えなければならない。

□ 経済

□ 教育関係

- 教育公務員特例法「改正」（教員研修）：政府による教育の管理が強化される。
- 11月5日大集会：安倍政権による教育介入・憲法改悪に反対の声をあげ、1800名参加で成功。
- 2017年2月4日東京教育集会2017@府中 グリーンプラザ けやきホール：子どもの貧困・奨学金、ひのきみ、政治活動の自由、ブートキャンプ問題等盛りだくさん。ぜひ参加を！

□ 都政問題

- 東京社保協
全国ではいっせいに110番（医療、国保、滞納処分をテーマに）
→東京は来年2月に実施。賛同金1万円。当日の電話応対3〜4名募集
- オリパラ
・現地記者が報告会。

- 豊洲移転中止を求める決議を執行。東京民報に掲載。

□ 多摩地域での取り組み報告

- 八王子の取り組み（白根弁）

- ・ No War 八王子アクションを定期的に開催。200～600 名の参加がある。
- ・ 若者を中心にした活動。「わかはち」、中央大学の学生への学習援助（リニア問題の学習会をしたら、毎回学生が傍聴に。）

- 横田基地問題（盛岡弁）

- ・ 米軍基地は、オスプレイだけではなく、常駐機 C130 でもパラシュート降下訓練が沖縄と同じくらい多くなっている。
- ・ 米軍と自衛隊との一体化がますます強まっている。
- ・ 横田基地の状況について、都内でも現地でも運動が十分ではない。現地任せではなく、東京支部全体で運動を強化してほしい。たとえば、毎月の座り込みに、2 か月に 1 回でもいいから、東京支部から参加してほしい。

- オスプレイ配備反対 11 月 23 日集会の準備状況（石島次長）

- ・ 参加目標 7000 人（前回 5000 人参加）。
- ・ 参加できない団員は、事務所でカンパを集めてください。
- ・ 平和フォーラム主催の集会は、10 月 23 日に 2500 人集まった。合わせて 1 万人の規模にしようとしている。今回は日程が合わなかったが、交流はしている。次回以降、共同開催の方向。戦争法を発動させないという意味でも重要。

- 横田基地騒音公害訴訟（吉田弁）

- ・ 原告 1000 人の第 3 次訴訟を 4 年前に立川支部に提訴している。2017 年 3 月 1 日結審。賠償は認められるが差し止めは認められないということに対するもの。防音工事の範囲（線引き）が変わったことで対象外となる人も原告に。差し止めの時間帯を広げて規制を求めている。これまでの枠を超える判決を出すかどうか争点。差し止めが認められるかどうか、差し止めが認められなくても、将来請求が認められるかどうか課題。
- ・ 小松、厚木、岩国、普天間、嘉手納、それぞれの騒音訴訟の弁護団が連携して訴訟をたたかっている。原告は全部で 3 万人。11 月 17 日普天間訴訟で判決。差し止めを認めなかった。賠償額は前進。12 月 16 日には、厚木訴訟の最高裁判決が出る。2017 年 2 月には嘉手納訴訟の判決が出る。
- ・ 騒音公害が改善しないまま、オスプレイ配備が計画されている。オスプレイはヘリ以上にうるさい。パラシュート降下訓練も危険。この間の横田基地の機能強化、日米共同の基地としての強化、より攻撃的役割を果たす効果の危険性を裁判でも主張している。
- ・ 国は、最近、各裁判で、軍事公共性を強調する主張をしている。「国の存立を確保するため」と。昨年、集团的自衛権を認めた閣議決定と同じ論理。

- 日野市における活動（加藤弁）

- ・ 9 条の会では、一橋大学の杉原先生の本を題材に勉強会
 - ・ 憲法ミュージカルを 10 年前から 3 年間開催。2017 年に埼玉と一緒に再開。出演者募集。沖縄をテーマにした舞台。若い人を中心に準備している。
 - ・ 国立事件：明和地所が市を訴えた裁判では、2500 万円認められて確定（請求額は 4 億円）。明和地所は 2500 万円全額を市に寄付。議会では損害が補てんされたと確認されたが、上原元市長個人に対して住民訴訟提起。その後市長が変わり、請求認容の一審判決（川上判決）が確定。元市長本人に対する請求がされている。市議会では市長個人に対する求償権放棄議決をしている（その後、債権行使決議）。一審判決は、請求棄却。高裁は、住民そそのかして利用しようとした、議会答弁で違法性を宣伝し報道機関を利用して明和地所の営業妨害として違法行為を認定し、第一審を覆した。債権放棄決議は行使決議によって否定されていると判断。最高裁に上告している。高裁判決が出てから約 1 年経過。
 - ・ 北川原公園住民訴訟：市長が、ごみ焼却場を小規模化することを約束した後、小金井市・国分寺市のごみを引き受けるため、中止。都市計画公園を一部つぶして道路を作り、ごみ焼却場に通じる道路とするもの。東京地裁民事 50 部に係属。都市計画を変更してごみ専用路を作る方法があるが、その方法は使えないとされている。都市公園法に基づいて兼用工作物として利用する計画。東京都は兼用工作物とは認められないとの判断。最終的には市長の財産管理権を根拠にするのではないかと。市長「法の空白」。若手弁護士が燃えている。
 - ・ 原発訴訟（山下弁）
 - ・ 子どもの貧困（木村弁）：市の子どもの貧困協議会を開いている。子ども食堂の交流会も。
 - ・ 自死遺族支援（加藤弁）：全国でホットライン。個々の弁護士の携帯につながるようになっている。
 - ・ L G B T（加藤弁）：日弁連に、同性婚を認める法成立を求める人権救済申し立て、国会議員にも同性婚法制化を要請。
- リニア訴訟（関島弁）
- ・ 違法性①全幹法違反（新幹線は全国にネットワークがされているが、リニアは必ずどこかで乗り換えなければならない。）：前提とされている都市構造、必要性の欠如、工事費 9 兆円を超える見込み、利便性・収益性の問題、乗客の安全性の問題（巨大地震の影響）
 - ・ 違法性②環境影響評価法違反：必要な電気エネルギーの量、建設に伴う残土による二次被害、残土処理に伴う騒音・振動・排ガス（1 分間に 3 台のトラック走行が想定されている）、
 - ・ 5 月 20 日提訴、9 月 7 日第 1 回、11 月に第 2 回、JR 東海が補助参加。
 - ・ 原告団・弁護団は全国に散らばっていて、会議をするにも一苦勞。弁護団実働は数名。都心の弁護士の参加が少ない。これから学者の協力も得なければならない。
都心の事務所の弁護士が参加するよう要請する。
- 建設アスベスト訴訟（小川弁）
- ・ 東京原告のうち多摩地域在住は 80～90 名。
 - ・ 一人親方の労働安全衛生法、国賠法の保護対象性が課題。
 - ・ 国はもちろん、メーカーに対する請求に力を入れている。
 - ・ 弁護団への多摩地域の弁護士が足りない。

- 立川市就労指導違反保護廃止自殺事件（田所弁）
 - ・銚子母子事件よりも広く共同が進んでいる。
 - ・調査については団東京支部も参加。

- 弁護士会多摩支部の憲法活動（鈴木剛弁）
 - ・砂川事件を題材とした市民学習会（連続講座）の開催
映画の上映会、フィールドワークなど、2016 年 3 月から 4 回開催
 - ・一橋大学との共同開催「白熱授業 in 一橋大学」
大学生、高校生約 40 名、市民 500 名を集め、18 歳選挙権についての模擬授業を行う。一橋大学
只野雅人教授、ジャーナリスト岸井成格氏が講師。

- 弁護士会多摩支部の本庁・本会化（小林弁）
 - ・支部では独自に決められない。予算も支部長声明も本会の承認が必要。
 - ・立川支部の家裁事件数は全国 4 番目。
 - ・最高裁、法務省、国会議員に要請。

- 武蔵村山市議会について（長尾弁）
 - ・三多摩 L/O では地域の各市議団との意見交換をしている。
 - ・市議会でも、ブートキャンプの問題、教育分野の問題、教員の労働時間などを議論している。

- 支部運営
 - 横田基地へのオスプレイ配備計画の撤回とすべての米軍基地の撤去を強く求める決議
 - 支部ニュース（12 月号）
 - ・活動報告追加：日野市民連合、北川原公園住民訴訟（加藤弁）
 - ・憲法ミュージカル（木村弁）
 - ・横田基地（盛岡弁）
 - 産休・育休の会費減免について
 - ・東京支部は本部とは別に申請を受ける必要がある。→次回事務局会議で

第45回自由法曹団東京支部総会へご参加を！ ※特別報告集のお願い

事務局長 萩尾 健太

2016年は、安倍政権の暴走をストップさせるべく、参議院選挙で統一候補擁立の動きがあり、一定の勝利を得ましたが、改憲発議を可能とする国会3分の2議席を阻止することはできませんでした。そのもとで、市民と野党の共闘が実現出来るのか、それともほころびは出ているが安倍政権が暴走を続けるのか、せめぎ合いが続いています。TPP協定や年金カット法案が衆議院で強行採決され、来年には解散総選挙も噂されています。そのような中で、人権を擁護する弁護士の立場で憲法と民主主義を守って奮闘する自由法曹団東京支部の役割も重要になっています。

来年2月には、これまでの取り組みの教訓に経ってこうした情勢に立ち向かっていくための討議の場として、下記の通り第45回支部総会を開催します。

できる限り多くの支部の皆さんのご参加をお願いします。

日時 2月24日（金） 午後1時開会

2月25日（土） 午後1時終了

場所

- 恒例の特別報告集を作成します。支部団員や団寺務所事務員であれば、どなたでも執筆できます。自分の扱っている事件や活動について、原稿をお寄せください。

字数 : 1200~1600字

〆切り : 2017年1月18日（水）

送付先 : d a n t o k y o @ d r e a m . c o m

場所 KKRホテル熱海

最寄駅 熱海（徒歩10分）



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間	満年齢	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
	25歳～29歳	993	875	949	843
	30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
	35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
	40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
	45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
	50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
	55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
	60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

（SJ13-08976、平成25年11月11日）